

小金井市緑化に関する指導等基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、小金井市緑地保全及び緑化推進条例(昭和58年条例第13号。以下「緑化条例」という。)第18条から第20条までに規定する緑化に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築行為 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいう。
- (2) 敷地面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。
- (3) 建築面積 政令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
- (4) 緑化面積 樹木等で覆われている部分の面積をいう。
- (5) 樹冠面積 樹木の枝葉（徒長枝を除く。）の広がりである樹冠を地表面に真上から投影した敷地面積をいう。
- (6) 高木 植栽時に樹高2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが3メートル以上あるものをいう。
- (7) 中木 植栽時に樹高1.2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが2メートル以上あるものをいう。
- (8) 低木 前2号に掲げる樹木以外で植栽時に高さ0.3メートル以上ある樹木又は竹（ササ類を除く。）をいう。
- (9) 生け垣 植栽時の樹高が0.6メートル以上の樹木を、四つ目垣その他これと同等の樹木と組み合わせ、かつ、樹木の葉が互いに触れ合う程度に密集して植栽したものをいう。
- (10) 地被植物 芝、リュウノヒゲ、ササ類、シダ類等の植物をいう。
- (11) ツル植物 ツタ類、カズラ類等の植物をいう。
- (12) 草花 1年草、2年草、多年草、宿根草等の植物をいう。
- (13) 屋上 建築物の屋根部分で出入り可能な部分（屋上駐車場及びブルーバルコニー等を含む。）をいう。
- (14) 壁面 建築物の外壁部分で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいう。

(適用範囲)

第3条 この基準は、敷地面積が200平方メートル以上の建築行為（国又は地方公共団体が行うものを含む。）で、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 建築行為のうち増築、改築又は移転を行う場合で、建築面積が50平方メートル未満の事業
- (2) 道路、公園、緑地、河川その他これらに類する敷地における事業

(緑化の基準)

第4条 建築行為を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、敷地面積から建築面積を除いた面積の20パーセント以上の緑化面積を確保するものとする。この場合において、緑化面積とは、原則として地面に植栽されている樹木、地被植物及び草花の植栽面積並びに樹冠面積の合計面積とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目は、それぞれ当該各号に定める面積を緑化面積とすることができる。この場合において、算出に用いる数値は、当該緑化の完了時のものとする。

- (1) 高木 1本当たり3平方メートルの円を樹冠面積とする。ただし、高さが3メートル以上のものについてはその高さの7割を直径とする円を樹冠面積とし、移植を含む既存樹木はその樹高を直径とする円を樹冠面積とする。
- (2) 中木 1本当たり2平方メートルの円を樹冠相当とする。
- (3) 生け垣 接道部の生け垣については、その延長に幅を乗じて得た面積とする。
- (4) 屋上緑化 屋上に植栽された樹木等の緑化面積に0.75を乗じて得た面積とする。
- (5) 壁面緑化 壁面に植栽されたツル植物の植栽延長に0.6を乗じて得た面積とする。
- (6) 駐車場緑化 50パーセント以上が地被植物で覆われる形状の駐車場を対象として、当該駐車場の面積に0.5を乗じて得た面積とする。

3 前2項の規定にかかわらず、敷地の用途、形状その他の事情により緑化が困難と市長が認める場合は、この限りでない。

(計画書の提出)

第5条 事業者（市を除く。以下同じ。）は、建築行為を行う前に、あらかじめ緑化計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 緑化計画書には、案内図、緑化計画平面図（植栽面積、緑化延長及び樹高を記入したものとする。）及び植栽樹木等一覧表（様式第2号）を添付するものとする。

（完了報告書の提出）

第6条 事業者は、緑化計画書に基づく緑化が完了したときは、速やかに緑化完了報告書（様式第3号）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 前項の緑化完了報告書には、緑化完了平面図及び緑化完了写真を添付するものとする。

（緑化の維持管理）

第7条 事業者又は事業者から新たに土地もしくは建築物の所有権を取得した市民は、緑化条例第3条の規定に基づき、緑化計画書により整備した緑地の適正な維持管理に努めるものとする。

付 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条－第7条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

事業者 住所
氏名
電話番号

代理人 住所
氏名
電話番号

緑化計画書

小金井市緑化に関する指導等基準第5条第1項の規定により、次のとおり提出します。

名称				<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 改築又は増築
所在地	小金井市				
施設の種類				緑地管理者	
法定建ぺい率	敷地面積	建築面積	屋上面積		
%	A m ²	B m ²	m ²		

基準	緑化面積 m ²	緑化基準の算定 (A - B) × 20%
----	------------------------	-----------------------

緑化計画	植栽面積①	m ²	生け垣緑化面積④	m ²	
	高木樹冠面積②	m ²	屋上緑化面積⑤	m ²	
	既存樹木	m ²	壁面緑化面積⑥	m ²	
	植樹樹木	m ²	駐車場緑化面積⑦	m ²	
	中木樹冠面積③	m ²			
	合計 ⑧ = ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦		m ²		
	緑化率 ⑧ / (A - B)				

様式第2号（第5条関係）

植栽樹木等一覧表

分類		植物名	高さ	規模	備考	
地 上	樹 木	高木		m	本	
				m	本	
				m	本	
				m	本	
		中木		m	本	
				m	本	
				m	本	
				m	本	
		低木		m	本	
				m	本	
				m	本	
				m	本	
	計			m	本	
	芝、 草花等				m ²	
				m ²		
合 計			m	m ²		
屋 上	樹 木	高木		m	本	
				m	本	
		中木		m	本	
				m	本	
		低木		m	本	
				m	本	
	計			m	本	
	芝、 草花等				m ²	
					m ²	
	合 計			m	m ²	
壁 面	芝、 草花等			m ²		
				m ²		
	合 計				m ²	

※ 既存樹木及び移植樹木の場合は、備考欄に既存又は移植の別を記入する。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

事業者 住所
氏名
電話番号

代理人 住所
氏名
電話番号

緑化完了報告書

小金井市緑化に関する指導等基準第6条第1項の規定により、次のとおり提出します。

なお、整備した緑地については、適正な維持管理に努めます。

名 称		<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 改築又は増築
所在地	小金井市		
施設の種類		緑地管理者	
法定建ぺい率 %	敷地面積 A m ²	建築面積 B m ²	屋上面積 m ²

基準	緑化面積 m ²	緑化基準の算定 (A - B) × 20%
----	------------------------	-----------------------

緑化計画	植栽面積①	m ²	生け垣緑化面積④	m ²	
	高木樹冠面積②	m ²	屋上緑化面積⑤	m ²	
	既存樹木	m ²	壁面緑化面積⑥	m ²	
	植樹樹木	m ²	駐車場緑化面積⑦	m ²	
	中木樹冠面積③	m ²			
	合 計 ⑧ = ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦				m ²
	緑化率 ⑧ / (A - B)				